

令和3年7月20日

報道資料

地方独立行政法人 奈良県立病院機構
法人本部事務局 事務局長 嶋田
課長補佐 松井
(電話 0742-81-3400)

職員の懲戒処分について

下記のとおり、職員に対する懲戒処分を行いましたので、公表します。

記

1. 処分を受けた職員

奈良県西和医療センター 泌尿器科 医長 飯田孝太（36歳）
（同センター所在地 生駒郡三郷町三室1-14-16）

2. 処分の理由

- ・ 上記職員は、令和3年6月23日（水）の勤務終了後、奈良県西和医療センターの職員3名と飲酒を伴う会食を行った。会食後、自分の乗用車を自分で運転し、翌日1時5分頃、北葛城郡広陵町において、酒気を帯びた状態で、信号待ちをしていた乗用車への追突事故を起こし、運転手を負傷させた。
- ・ 事故現場で、上記職員から基準値を上回るアルコール分が検出され、現行犯逮捕に至った。
- ・ 県民が新型コロナウイルス感染症の自粛に向け一丸となって取り組んでいる厳しい状況の中、医療者であるにもかかわらず、飲酒を伴う会食を行い、酒気を帯びた状態で、追突事故を起こし、その運転手を負傷させたことは、言語道断で身勝手な行動であり、医療者として許されざる行為である。

3. 処分の内容

懲戒解雇

4. 処分をした日

令和3年7月19日

5. 管理監督者に対する措置

西和医療センター院長と泌尿器科部長には、管理監督責任等を問い、それぞれ文書による注意と訓告を行った。

6. その他の職員に対する措置

会食に同行した泌尿器科の医師2名について、口頭による注意を行った。